

## 令和3年度神戸市農村ツーリズム事業募集要領

### 第1 事業の目的

都心に隣接する神戸市の農村地域には歴史ある社寺仏閣をはじめ、茅葺き古民家や豊かな田園風景など魅力ある資源が点在している。神戸みのりの公社では、新型コロナウイルスを踏まえた新たな暮らしのあり方として、令和2年5月に神戸市が公表した「神戸 里山・農村地域活性化ビジョン」の実現に向け、令和3年度より里山振興事業に取り組んでおり、その一環として、上記資源を利用することでwithコロナ時代における神戸らしい体験型観光「農村ツーリズム」を推進していく。

神戸市農村ツーリズム事業（以下、「本事業」という。）では、神戸市内の農村地域に存在する地域資源を発掘し、それらを面的に繋ぐ周遊マップづくりや周遊ツアーの開催などの活動を支援することで、農村ツーリズムを発展させるとともに、農村地域の活性化を図ることを目的としている。

神戸市農村ツーリズム事業募集要領において、本事業の実施にあたり必要な事項を定めるものとする。（以下、「募集要領」とする。）

### 第2 事業の内容等

#### 1 募集テーマ

「神戸の農村地域における体験型観光」

(例)

- ・旬の農産物の収穫体験や食体験など、四季折々の農村地域の魅力を五感で感じることができる周遊ツアーの開発
- ・茅葺き民家や社寺仏閣など地域文化資源をめぐる周遊ツアーの開発
- ・地域のイベントやお祭りへの参加を組み込んだコンテンツの開発
- ・宿坊体験や古民家での農泊、キャンプ場の整備など滞在型観光に向けた取り組み
- ・里山・自然を満喫できるトレイルコース・サイクリングコース・ハイキングコースなどの造成やレンタサイクルでの現地周遊などのコンテンツ開発

#### 2 事業費の負担

選定された事業者に対し、新規の事業立ち上げ期（令和3年度）にかかるプロモーション費及び初期調達等の経費の一部を負担金上限額の範囲内で神戸みのりの公社が負担する。本事業は自己資金を用いて行うことを前提とし、本年度終了後、事業者にて自走できることを目指すものとする。

### 3 負担金の上限

¥1,000,000- (消費税及び地方消費税相当額を含む)

### 4 事業実施期間

令和3年度において、本事業の選定結果通知～令和4年3月20日に実施する取り組みを対象とする。

### 5 対象活動

神戸市の農村地域において、第2の1に掲げる募集テーマに沿う活動と認められる取り組み。ただし、事業の実施にあたっては次の事項に留意すること。

- (1) 地域住民や地域団体等との積極的な連携を図り、理解を得ること。
- (2) 周遊マップ等を作成する場合は、デザイナーを活用するなどして「洗練されたデザイン」となるように十分注意すること。
- (3) ツアーの実施にあたっては神戸みよりの公社や旅行会社等と連携し、より広く広報することで、本事業の趣旨に沿うよう努めること
- (4) 地域に還元のある取り組みを行うこと。
- (5) 神戸市の基本計画および「神戸 里山・農村地域活性化ビジョン」に沿う取り組みを行うこと。
- (6) 社会通念上ふさわしくない活動をしないこと。

### 6 事業対象とならない者

地域団体等の構成員が、次のいずれかの項目に抵触した場合は対象外とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、本市から一般競争入札の参加者資格を取り消された場合。
- (2) 神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止措置を受けた場合。
- (3) 直近1年間の法人税、消費税及び地方消費税、県税、市町村税の滞納がある場合。
- (4) 代表者及び役員の中に破産者、及び禁固以上の刑に処された者がいる場合。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）等による手続き中の法人である場合。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員または代表者として、もしくは実質的に経営に関与している法人、または役員等が暴力団又は暴力団員に金銭的な援助を行っている法人である場合。その他、神戸市契約事務所等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月市長決定）第5条各号に該当する法人である場合。

### 第3 応募方法

#### 1 応募申請書類

事業活用を希望する地域団体等は、本要領で定める期日までに以下の書類を下記応募申請先に提出すること。提出にあたっては郵送または持参とする。

- (1) 応募申請書（別紙様式第1号）
- (2) 事業計画書（別紙様式第2号）
- (3) 収支予算書（別紙様式第3号）
- (4) 応募団体概要書（別紙様式第4号）

添付書類：規約・構成員一覧等、団体の事業活動がわかるパンフレット等

応募申請書類は下記神戸市ホームページからダウンロードすること。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a99375/business/recruit/r3agri-tourism-boshuu.html>

#### 2 応募申請先

一般財団法人 神戸みのりの公社 里山・農村振興担当

【所在地】神戸市西区押部谷町高和 1557-1

【電話】078-991-3912

#### 3 応募申請期限

令和3年7月30日（金） 17時必着

#### 4 その他

応募書類提出後、必要に応じてヒアリングを実施する。

なお、提出された応募申請書類は返却しない。

#### 5 選定方法および通知

神戸みのりの公社が設置する審査委員会において、申請書類の内容について評価基準に基づき審査を行い、採択優先順位を定め負担金交付対象者を選定し、審査終了後に応募のあった事業者等へ通知を行う。ただし、審査の経過は応募者には通知せず、審査の経過についての問い合わせその他一切の照会には応じない。

#### 第4 事業の流れ（予定）

公募開始	令和3年6月30日（水）
公募終了	令和3年7月30日（金）
審査委員会	令和3年8月上旬
選定結果通知	令和3年8月中旬

#### 第5 事業の実施

##### 1 事業者選定後の手続き

本事業の実施主体に選定された地域団体等は、選定結果通知後速やかに神戸みよりの公社へ請求書を送付すること。

##### 2 支払い

神戸みよりの公社は事業実施主体からの請求書に基づき事業に係る負担金を概算払いし、事業完了後に精算する。

##### 3 実績報告

事業実施主体は事業完了後30日以内、もしくは令和4年3月20日のいずれか早い方までに実績報告書を事務局に提出することとする。その際、事業費が確認できる根拠資料一式（見積書・納品書・請求書・領収書）のほか、パンフレットやマップ等の成果物がある場合はそのデータと成果物を提出すること。また、ツアーを企画・運営した場合は、実施内容が確認できる行程表や写真等を提出すること。

#### 第6 その他

この実施要領に定めるもののほか、事業実施にあたり必要な事項については、神戸みよりの公社理事長が別に定める。

組織の名称改正に従い、令和3年7月1日より「神戸みよりの公社」を「神戸農政公社」に置き換え、本要領を運用する。

##### 〈問い合わせ先〉

一般財団法人神戸みよりの公社 里山農村振興担当 川崎、茶谷

住所：〒651-2204 神戸市西区押部谷町高和 1557-1

電話番号：078-991-3912

FAX：078-984-0368

(別紙)

評価項目	評価基準	配点
事業の適格性	事業目的等を十分に理解し、神戸市の農村ツーリズムの発展に貢献できるか。	20 点
	With コロナ時代に対応した農村地域の魅力を、地域内外の人が体験できる内容となっているか。	10 点
	新型コロナウイルス感染症の感染防止対策が適切に組み込まれた内容となっているか。	10 点
地元経済への効果	事業を実施する中で、地域の飲食店や観光農園等への経済効果が見込まれるか。	20 点
事業の実現可能性	事業スケジュールや事業計画、事業効果（集客目標・売り上げ目標等）は適切で具体的か。	10 点
	地域住民等との調整は取れているか。	5 点
事業遂行能力	地域住民と適切な関係を持ち、事業実施にあたり十分な経験と実績を有しているか。	10 点
事業の継続性・将来性	本事業実施年度以降、事業者のみで自走できる取り組みか。	10 点
	インバウンド等、After コロナ時代に国内外観光客需要に対応できる内容か。	5 点
合計		100 点